

# 農政をめぐる情勢

## 目次

I	規制改革推進会議による農協改革議論が本格化・・・・・・・・・・	1
II	TPP・日米FTAをめぐる情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
III	国会の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17

## 今月号のあらまし

### I 規制改革推進会議による農協改革議論が本格化

4月26日、政府の規制改革推進会議・農林WGは農協改革の進捗状況を把握するため、農水省ヒアリングを行った。委員から単位農協の信用代理店化や、准組合員調査等に関する発言が相次いだ。

### II TPP・日米FTAをめぐる情勢

5月18日、衆院本会議でTPP11承認案が与党などの賛成多数で可決された。同承認案は憲法第61条の規定により参議院の議決に関わらず、30日後に自然承認となる。

一方で、日本の国内手続き完了には、TPP協定の国会承認に加えて、関連法案を衆議院・参議院両院で可決、成立させる必要があるが、野党が茂木担当相の不信任決議を提出し、衆議院での採決が見送られた。(18日時点)

### III 国会の動向

5月11日、参院本会議で相続未登記農地等の利用の促進、および農業用施設の内部を全面コンクリート張りとしても農地転用に該当しないものとする事等をポイントとする農業経営基盤強化促進法等改正法が与党等の賛成多数(国民民主・共産が反対)で可決、成立した。年内には施行されることとされている。

# I 規制改革推進会議による農協改革議論が本格化

## — 議長・議長代理が信用事業代理店化に関心 —

### 1. 規制改革推進会議の動向

- 4月26日、政府の規制改革推進会議・農林WGは農協改革の進捗状況を把握するため、農水省ヒアリングを行った。
- 同ヒアリングでは、まず農水省より農協改革の進捗状況が報告された。  
(農水省作成資料は別紙1の通り)
- その後、委員からは単位農協の信用事業代理店化や、全農改革、准組合員調査等に関する発言が相次いだ。

### 【主なポイント】

#### 《信用事業代理店化》

##### ○大田議長

- ・ 農中及び信連は本年3月末までに代理店方式の説明及び手数料水準の提示を全都道府県で実施したということだが、この反応はどうだったのか。目的である金融事業の負担を減らす方向に行くような反応だったのか。
- ・ それに関連して、今マイナス金利で地銀の経営も厳しくなっている。そういう中で農業に関しては3層構造で、農中があって、信連があって、単位農協がある。この3層構造の中でどういうメカニズムで単位農協に口座をつくり、預金を預かるメリットがいくようなことになっているのか。

##### ⇒農水省・大澤経営局長

- ・ お金を集めて、運用して、お返しするというモデルが、将来マイナス金利の中で難しいというのとセットで説明をしているので、将来考えなければいけないということが非常に広まっている。ただ、それがすぐに代理店の事業のほうに行こうかということには至っていないで、どうしようかととどまっていることが多いと聞いている。
- ・ 農協の側としては、農林中金が集めて運用していくことによって利益を得ていたという過去の体験があって、それが揺らいできているのでどうしようかという段階ではないか。

##### ○大田議長

- ・ 利ザヤが非常に厳しくなっていて、なおかつ運用もかなり厳しくなっている中で、どうして3層を維持して奨励金まで行くのか。そのメカニズムが分からない。

#### 《生産資材等の改革》

##### ○金丸議長代理

- ・ 生産資材等の改革については、少しずつでも進捗されているということなので、これからももっとダイナミックに進展することを期待したい。
- ・ これまでの議論の中核をなしていたのは、例えば全農の組織あるいは農協の組織が農業者にとっての購買代行の機能を担っているということだったのだが、それは逆にメーカー側の販売代行で、農業者側にポジションしていない

のではないか。ある意味で利益相反ではないか。自身が組織としてメーカーになっている。この構造の中では農業者の所得が向上することはなく、自身の組織維持のために農業者からお金をいただくというモデルで、全体を連結経営だと見たときには信用事業に過度に依存している。こういうことを正していくというのが農協改革ではなかったか。

⇒農水省・大澤経営局長

- ・まさにおっしゃるとおり。全農の購買事業の見直しというのは単に入札を導入するとか、全農が買う価格を下げるとか、そういうことに尽きるわけではなく、まず最終目標としてはメーカーの再編。
- ・全農の組織としてもっとスリムな体制にして、メーカー側には立たない体制にするのが一番の肝。

〈准組合員調査〉

○大田議長

- ・准組合員の調査の結果が31年5月ということだが、なるべく早く簡易集計の段階でも示してほしい。
- ・一定のルールを導入するというのが目的だが、それにこの実態調査をどう使うのか。

⇒農水省・大澤経営局長

- ・准組合員問題についてはさまざまな難しい問題があり、今の段階で調査をどう使うか、予断を持っていない。調査の進展を見ながら考えていく。
- ・なるべく早く示すことは当然そのとおりにやらせていただく。

- 終了にあたって飯田座長は「着々と進行しているという印象を受けた。」と発言し、「これから農業が成長産業になるというか、既になってきている状況なので、より一層の農業者の所得向上と成長産業化に尽力していただきたい。」と述べた。

## 2. 農林水産大臣の反応

- 4月27日、齋藤農相は閣議後記者会見で、規制改革推進会議が農協改革の進捗管理に着手したことに関し、「意見を言うなというのは難しいが、JAグループは自己改革をしっかりとやっていれば誰が何を言おうと別に気にする必要はない」と発言した。

(記者会見抜粋は別紙2の通り)

農協改革について

	現 状																									
<p>農協改革の内容 農林水産業・地域の活力創造プラン（平成26年6月24日改訂）</p> <p style="text-align: center;"><b>農協改革の目的は、農業・農村の発展</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業者、特に担い手からみて、農協が農業者の所得向上に向けた経済活動を積極的に行える組織となると思える改革とすることが必須</li> <li>・ また、高齢化・過疎化が進む農村社会において、必要なサービスが適切に提供できるようにすることも必要</li> <li>・ 農業者が自主的に設立する協同組織という農協の原点を踏まえ、これを徹底することが重要</li> <li>・ また、農協批判を終息させ、今後は安定的な業務運営が行えるようにすることも重要</li> </ul>																										
<p><b>1 単位農協のあり方</b></p> <p>(1) 単位農協は、農産物の有利販売（それと結びついた営農指導）と生産資材の有利調達に最重点を置いて事業運営を行う必要がある。</p>																										
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全農・経済連の協力も得て、単位農協が「農産物の買取販売」を数値目標を定めて段階的に拡大するなど、適切なリスクを取りながらリターンを大きくすることを目指す。</li> <li>○ 生産資材等については、全農・経済連と他の調達先を徹底比較して（価格及び品質）、最も有利なところから調達する。</li> </ul>	<p>○ 農協の自己改革の取組状況について、農協・農業者を対象とした調査を平成28年度・平成29年度に実施し、昨年7月に公表（農協・農業者双方とも「具体的取組を開始した」との回答が平成28年度に比べ増加したが、農協と農業者の評価に一定の差がある）。本年度も調査を実施し、集計が終わり次第公表（本年6月頃）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>回答者</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農産物販売事業の見直しについて、「具体的取組を開始した」と回答したもの</td> <td>総合農協</td> <td>68.0%</td> <td>87.7%</td> </tr> <tr> <td>農業者</td> <td>25.6%</td> <td>32.2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生産資材購買事業の見直しについて、「具体的取組を開始した」と回答したもの</td> <td>総合農協</td> <td>65.5%</td> <td>88.3%</td> </tr> <tr> <td>農業者</td> <td>24.0%</td> <td>34.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農産物販売事業の進め方や役員の選び方等に関し、「組合員と徹底した話しを進めている」と回答したもの</td> <td>総合農協</td> <td>48.9%</td> <td>76.6%</td> </tr> <tr> <td>農業者</td> <td>21.9%</td> <td>30.6%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	回答者	平成28年度	平成29年度	農産物販売事業の見直しについて、「具体的取組を開始した」と回答したもの	総合農協	68.0%	87.7%	農業者	25.6%	32.2%	生産資材購買事業の見直しについて、「具体的取組を開始した」と回答したもの	総合農協	65.5%	88.3%	農業者	24.0%	34.1%	農産物販売事業の進め方や役員の選び方等に関し、「組合員と徹底した話しを進めている」と回答したもの	総合農協	48.9%	76.6%	農業者	21.9%	30.6%
区分	回答者	平成28年度	平成29年度																							
農産物販売事業の見直しについて、「具体的取組を開始した」と回答したもの	総合農協	68.0%	87.7%																							
	農業者	25.6%	32.2%																							
生産資材購買事業の見直しについて、「具体的取組を開始した」と回答したもの	総合農協	65.5%	88.3%																							
	農業者	24.0%	34.1%																							
農産物販売事業の進め方や役員の選び方等に関し、「組合員と徹底した話しを進めている」と回答したもの	総合農協	48.9%	76.6%																							
	農業者	21.9%	30.6%																							

○ 農林中金・信連・全共連の協力を得て、単位農協の経営における金融事業の負担やリスクを極力軽くし、人的資源等を経済事業にシフトできるようにする。

その際、単位農協の組合員等に対して金融を含めた総合的なサービスを提供できるようにし、また、単位農協の経営が成り立つように十分配慮する必要がある。

- ・ このため、既にJABAバンク法に規定されている方式（単位農協から農林中金・信連へ事業譲渡を行い、単位農協に農林中金・信連の支店・代理店を置いた上、農林中金・信連から単位農協に相應の手数料等を支払う方式）の活用を積極的に進めることとし、農林中金・信連は、農協の判断に資するよう、この場合の手数料等の水準を早急に示すものとする。

- ・ 単位農協の共済事業は、全共連との共同元受となっており、リスクは全共連のみが負っているが、全共連は、単位農協の共済事業の事務負担を軽くするような改善策を早急に示すものとする。

**改正農協法で措置（30条）**

○ 単位農協の理事については、農業者の所得向上に向けた経済活動を積極的に行えるようにするため、その過半は、認定農業者、農産物販売や経営のプロとするとともに、理事の交替に際しても、経営を継続的に発展させていけるよう十分留意する。

また、女性・青年役員を積極的に登用する。

○ 平成31年4月以降最初に招集される総会後より適用。各農協で役員改選期にあわせ順次対応中。

措置済の農協数（平成29年12月）	529農協（660農協の80.2%）
-------------------	--------------------

**改正農協法で措置（30条）**

○ 総合農協の理事等に占める女性の割合は8.5%（平成27事業年度）と年々増加（平成25事業年度7.2%、平成26事業年度8.0%）。また、理事等に占める青年（45歳以下）の割合は1.6%（平成28事業年度）。

(2) 各単位農協が、自立した経済主体として、それぞれの創意工夫で積極的に事業運営を行い、優良事例を横展開していく必要がある。

○ 各単位農協が、自立した経済主体として、経済界とも適切に連携しつつ積極的な経済活動を行って、利益を上げ、組合員への還元と将来への投資に充てていくべきことを明確にする。

**改正農協法で措置（7条）**

前掲（1（1）参照）

○ 成果を出している農協の優良事例を公表（昨年7月）。本年度も公表予定（夏頃）。

<p>○ 連合会・中央会は、こうした各単位農協の自由な経営を制約しないよう十分留意する。</p> <p>ただし、預金保護に関連する信用事業については、健全性の確保が極めて重要であり、JAバンク法に基づき農林中金が単位農協に對して的確な指導を行う。</p> <p>(3) 単位農協の事業の対象者（担い手農業者・兼業農家・地域住民）が複雑化する中で、それぞれのニーズに応じて事業を適切に運営する観点から、事業の内容・対象者に応じて、子会社の活用など、適切な組織形態を選択できるようにすることも必要である。</p> <p>その際、単位農協が實際上地域のインフラとしての側面を持っており、組合員でない地域住民に対してもサービスを提供していく必要が生じているが、一方で農業者の協同組織という農協法制の下では員外利用規制は本質的なものであり、対応に限界があることに配慮する必要がある。</p>	<p><b>改正農協法で措置</b>（10条の2：利用強制の禁止）</p> <p>○ 農水省は平成27年9月に農協改革に関する相談窓口を設置（本年3月末までの相談件数28件）。公取委は平成28年4月に農業分野の独占禁止法違反被疑行為に係る情報提供窓口を設置（昨年3月末までの情報提供件数68件）。</p> <p>農水省と公取委が独占禁止法の遵守に向けた合同説明会を全国12ヶ所で開催（平成28年度）したほか、各都道府県農協担当者会議でも合同で説明（本年4月）。</p> <p>○ 農林中金は、JAバンク基本方針に基づき財務面及び態勢面に経営課題のある農協を格付し、経営改善を指導。</p> <p>○ 農水省も、毎年、全領域の全信連・農協の経営状況等についてヒアリングを行い、課題のある農協等の改善に向けた指導を実施。</p>
<p>○ 必要な場合には、JAの組織分割や、組織の一部の株式会社・生活協同組合等への転換ができるようにする。</p>	<p><b>改正農協法で措置</b>（70条の3、73条の2）</p> <p>○ 10専門農協と1専門連が株式会社へ、2専門農協と1専門連が一般社団法人へ組織変更済。総合農協の組織分割の実績はなし（信用・共済事業は組織分割できる事業の対象外）。</p>
<p>○ このことを前提に、農協の農業者の協同組織としての性格を損わないようにするため、准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討する。</p>	<p>○ 准組合員の事業利用について、改正農協法の施行日（平成28年4月1日）から5年間利用実態調査を実施。初年度（平成28年度）は事業利用量を把握するためのマニュアルを作成。本年1月より、マニュアルに基づき調査を開始。</p> <p>正組合員、准組合員、員外者別の利用状況について、</p> <p>① 信用事業・共済事業については、電算システムにより把握、</p> <p>② 購買事業については、総合ポイントシステム、電算システム、アンケート調査により把握。</p>

2 連合会・中央会のあり方

連合会・中央会は、1を前提に、単位農協を適切にサポートする観点で、そのあり方を見直す必要がある。  
 (1) 連合会・中央会の単位農協に対する関わり方や業務内容は、次のとおりとする。

- 全農・経済連は、単位農協の農産物の有利販売に資するため、大口実需者との安定取引関係を構築するとともに、単位農協が全農・経済連を通して販売するかどうかは単位農協の選択に委ねる。
- ・ 取り扱う生産資材は競争力のあるものに特化するとともに、単位農協が全農・経済連から仕入れるかどうかは、単位農協の選択に委ねる。
- ・ その他、農業・食品産業の発展（特に農業・農村の所得倍増）に資する経済活動（投資活動を含む）を、経済界と連携して積極的に実施する。
- ・ 特に全農は、農業所得向上のための事業戦略を明確に立てて実行することとし、その際、農林中金の資金協力を得るものとする。

- 農林中金・信連・全共連は、単位農協の金融事業の負担を軽くする事業方式を提供することとし、特に農林中金・信連は、単位農協から農林中金・信連へ事業譲渡を行い単位農協に農林中金・信連の支店・代理店を設置する場面の事業のやり方及び単位農協に支払う手数料等の水準（単位農協が自ら信用事業をやる場合の収益を考慮して設定すること）を早急に示す。
- ・ 豊富な資金を農業・食品産業の発展（特に農業・農村の所得倍増）に資するよう、全農等とも連携して積極的に活用する。

- 定期的にヒアリングを実施。

- 全農が農産物の有利販売等について自己改革を進めることを内容とする「農業競争力強化プログラム」を平成28年11月に決定。全農は平成29年3月に年次計画を公表し、本年3月に本年1月末時点の実績に基づく進捗状況を公表。

- 農林中金及び信連は、本年3月末までに代理店方式の説明及び手数料水準の提示を全47都道府県域で実施。
- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂以降現在までの実績は3農協。

- 農林中金・信連・農協は、農業融資を専門に扱う部署を設置（平成28年6月）する等の取組により、農業融資を実施。

※1 新規融資実行額

	平成27年度	平成28年度（前年度比）
農林中金	281億円	592億円（211%）
信連	665億円	779億円（117%）
農協	1,589億円	2,079億円（131%）
合計	2,535億円	3,450億円（136%）

※2 貸付金残高

	平成27年度末		平成28年度末	
	貸付金残高	農業関連 (割合)	貸付金残高	農業関連 (割合)
農林中金	179,158億円	4,831億円 (2.7%)	119,485億円	10,281億円 (8.6%)
信連	67,719億円	3,663億円 (5.4%)	70,012億円	3,800億円 (5.4%)
農協	222,528億円	12,115億円 (5.4%)	216,836億円	11,668億円 (5.4%)
合計	469,405億円	20,609億円 (4.4%)	406,333億円	25,749億円 (6.3%)

農中はディスクロ誌、信連、農協は農林中金総合研究所公表資料

- 農林中金は、平成28年5月、農業及び食品産業の成長産業化に向けた500億円規模の出融資枠を設定（累計実績54億円、本年2月未現在。うち全農との連携による出資は2件 2.4億円）。
- 全共連は、平成27年度末に、共済事業として地域活性化・農業経営に貢献する取組の強化を図るため「地域・農業活性化積立金」を創設（平成28年度積立額789億円、平成28年度農業関連向け実績5億円）。
- 厚生連が地方公共団体等から受けている補助金等は平成28年度で147億円（平成26年度356億円、平成27年度223億円）。  
全33厚生連のうち10厚生連は当期損益が赤字（平成28年度）。

改正農協法で措置（旧3章：中央会制度、37条の2：会計監査人の設置）

- 全中は、全国監査機構を外出し、公認会計士法に基づく「みどり監査法人」を平成29年6月に設立。平成31年度決算から全中監査が廃止され公認会計士監査が義務付けられる予定。
- 全中監査からの円滑な移行を図るため、農水省、金融庁、日本公認会計士協会、全中による4者協議の場を開催。

- 厚生連は、組合員でない者を含めて地域に必要な医療サービスを安定的に提供する。  
その際、あくまで民間組織であるので、公的医療機関としての機能を発揮する上で必要な場合には地方公共団体等から適切な支援を受けるものとする。

- 中央会は、農協経営が危機的状態に陥ったことを背景に、昭和29年に農協の経営指導により農協組織を再建するために導入されたものであるが、中央会発足時に1万を超えていた単位農協が700程度に減少し、1県1JJAも増加していること、JJAバンク法に基づき信用事業については農林中金に指導権限が付与されていること、中央会自らは経済活動を行っていないこと等を踏まえ、単位農協の自由な経営展開を尊重しつつ、優良事例の横展開や農業者・単位農協

の意思の集約、農協間の連絡・調整、行政との連絡など今後の役割を明確にしていく必要がある。

(2) (1) を踏まえて、連合会・中央会の組織のあり方を見直す。

○ 全農・経済連は、経済界との連携を、連携先と対等の組織体制の下で、迅速かつ自由に（農協法に基づく員外利用規制、事業範囲の制約を受けないで）行えるよう、農協出資の株式会社（株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要）に転換することを可能とする。その上で、今後の事業戦略と事業の内容・やり方をつめ、独占禁止法の適用除外がなくなることによる問題の有無等を精査して問題がない場合には、株式会社化を前向きに検討するものとする。

○ 厚生連は、公的医療機関として地域に必要な医療サービスを提供する上で員外利用規制がネックとなる場合には、この規制がなく非課税措置を継続できる社会医療法人に転換することを可能とする。

○ 農林中金・信連・全共連は、経済界・他業態金融機関との連携を容易にする観点から、金融行政との調整を経た上で、農協出資の株式会社（株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要）に転換することを可能とする方向で検討する。

○ 農協改革については、農協を取り巻く環境変化に応じ、農協が農業者の所得向上に向けて経済活動を積極的に行える組織となるよう、的確な改革を進めるため、以下の方向で検討し、次期通常国会に関連法案を提出する。

- ① 農協法上の中央会制度は、制度発足時との状況変化をふまえて、他の法人法制の改正時の経過措置を参考に適切な移行期間を設けた上で現行の制度から自律的な新たな制度に移行する。
- ② 新たな制度は、新農政の実現に向け、単位農協の自立を前提としたものとし、具体的な事業や組織のあり方については、農協系統組織内での検討も踏まえて、関連法案の提出に間に合うよう早期に結論を得る。

改正農協法で措置 (73条の2)  
(実績なし)

改正農協法で措置 (87条)  
(実績なし)

○ 金融庁と中長期的に検討。  
(「与党とりまとめを踏まえたた法制度等の骨格」(平成27年2月農林水産業地域の活力創造本部了承)において明記)

改正農協法で措置 (旧3章：中央会制度、37条の2：会計監査人の設置)

3 行政における農協の取扱い

農協が、農業者が自主的に設立した民間組織であることを踏まえ、適切に取り扱う。

- 行政は、単位農協も農業者の団体の一つとして、他の農業者やその団体等と同等に扱う。
- 平成15年に、補助金の交付について、左の趣旨を徹底。  
なお、畜産経営安定法改正により指定生乳生産者団体を經由せずに加工原料乳として仕向けた場合にも、生産者補給金を交付（平成30年4月施行）。

平成15年に措置済

- 行政は、単位農協を安易に行政のツールとして使わないことを徹底し、行政代行を依頼するときは、公正なルールを明示し、相当の手数を支払って行うものとする。  
なお、農協が補助金申請等に際して自主的に行う組合員サービス（申請書記載代行等）は、行政代行とは別ものである。

4 その他

5年間を農協改革集中推進期間とし、農協は、重大な危機感をもって、以上の考え方に即した自己改革を実行するよう、強く要請する。  
政府は、以上の改革が進められるよう法整備を行うものとする。

## 平成30年4月27日午前9時ころの齋藤農林水産大臣記者会見概要

(農水省HPより規制改革推進会議関連を抜粋)

(記者)

昨日、規制改革推進会議の方で、農協改革の進捗状況の議論があったと思うんですが、規制会議の方からは准組合員の事業利用規制の調査を早くしてくれとかですね、信用事業の体制見直しとか、全農の改革をスピードアップしたほうがいいんじゃないとか、いろいろ意見がありましたけれども、そういった意見をどう受け止めておられますか。

(齋藤農林水産大臣)

まず、昨日はですね、規制改革推進会議の農林ワーキング・グループで、方からですね、農協改革の進捗状況のフォローアップ結果に基づいて、自己改革に関する農協と農業者のアンケート調査の結果などをですね、説明をするという、そういう機会がありました。

農協改革は現在進行中でありますので、その進捗状況について、今、いちいち評価を申し上げるのは時期尚早だろうと思っておりますけれども、引き続き、農協の皆さんが、真に農業者のためになる事業スキームを確立をして、具体的な成果が見えるようにですね、私ども協力をしながら前進をさせていきたいと思っております。

もちろん、いろんな意見をおっしゃるといふことに対して、言うなと言うわけにはいかないわけではあります、我々がしっかりと決められたですね、その農協改革の内容を粛々と実行をですね、していただくことに尽きるんだろうと思っておりますので、それがしっかりとやられているのであれば、誰が何を言おうと気にすることはないんじゃないかと思っております。

(記者)

その意見を言うなと言うわけではないというところで、自民党の方で、与党の方では、フォローアップというのは、農水省なり、与党がやると決議していると思うんですが、それについて規制会議が引き続き、昨日のような進捗状況の議論をしている時に異論をですね、おっしゃることがあるんですが、それはどう受け止めますか。

(齋藤農林水産大臣)

意見そのものをね、言うなというのは難しいと思うんですね。ですから、そのやるべきことを自己改革、やるべきことは決まっているわけですから、それをしっかりとやっていけば誰が何を言おうと別に気にする必要はないと思えますね。

## Ⅱ TPP・日米FTAをめぐる情勢

### — TPP11承認案が衆院を通過 —

#### 1. 日米首脳会談

##### (1) 概要

- 4月17日から18日の2日間、日米首脳会談が行われた。北朝鮮問題、鉄鋼・アルミの関税等を中心に協議された。
- 同会談終了後の協同記者会見では貿易関連についても触れられ、TPPへの復帰を求める安倍首相と、二国間協定に関心を示すトランプ大統領との間で、両国の立場の違いが鮮明になった。(詳細は前月号参照)

##### (2) 与党の動向

- 4月24日、TPP・日EU等経済協定対策本部およびTPP交渉における国益を守りぬく会の合同会議が自民党本部において開催された。会議冒頭の森山本部長、茂木大臣の発言は以下の通り。

#### 【森山本部長、茂木大臣の発言要旨】

##### 〈森山本部長〉

- ・日米の通商交渉で我々が一番の関心を持っていたのはFTAとなるかどうか。FFR(新たな閣僚級協議)という新しい枠組みができ、茂木大臣とライトハイザー通商代表が交渉していくという。
- ・茂木大臣には、農林水産物が交渉に入らぬよう頑張ってもらいたい。農産物については、TPPを上回ることは無いと、そのことは強くトランプ大統領に言ってもらった。

##### 〈茂木大臣〉

- ・首脳会談では、日米両国がリーダーとなって、インド太平洋地域に自由で公正なマーケットを作り上げるための方策について両首脳間で率直な意見交換が行われた。
- ・私とライトハイザー代表の間で、自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議FFRを開始し、日米経済対話に報告することで一致した。
- ・日本として協議において二国間のFTAを念頭に置いておらず、このことを首脳会談で米側に強調。新たに開始する協議は日米FTA交渉と位置づけられるものではないし、そのための予備協議でないことは明確に申し上げたい。
- ・特に農産品に関してはTPPの合意が最大限と明確に伝えた。TPPはあらゆる政治資源を使い尽くしてまとめたのであり、これ以上のことはできないと米側に伝えた。これを堅持して協議に臨む。

## 2. TPP11

- 4月17日、衆議院においてTPP11（米国を除くTPP参加11カ国による新協定）の承認案の審議が開始された。同本会議では出席議員から、米国からの要望による再交渉の姿勢に関する質疑があり、茂木大臣より「一部のみ取り出して再交渉することは極めて困難」と応答があった。  
(主なやりとりは別紙1の通り)
- 24日、メキシコ議会上院は、TPP11を批准した。
- 5月1日、タイのソムキット副首相は茂木大臣と会談し、TPP11への参加の意向を表明した。茂木氏は会談後、参加を歓迎するとともに協定参加各国への橋渡し役を務めるなど支援をしていく考えを示した。
- タイの加盟に関しては、協定発効後に、正式な協議がされ、締結国との間で条件の合意が必要とされる。また、タイの他、コロンビアや台湾、英国、韓国などが協定参加に関心を示していると言われている。
- タイは米や砂糖の生産が盛んな農業大国であり、穀物自給率は146%（平成25年度・農林水産省統計データより）となっている。タイが加入した場合、インディカ米の流入により国産米への影響が懸念される。

### 【補足：5月10日に行われた衆院農林水産委員会一般質疑におけるやりとり】

- ・インディカ米が大量に入ってきて、冷凍チャーハンに使われるようにあるとかいろいろな懸念がある。
- ・タイの米向けの輸入枠は作らないと約束してほしい。 (国民民主党・後藤祐一氏)
- ⇒国内におけるセンシティブティーは120%十分に承知しているので、それを踏まえて対応したい。 (齋藤農相)
- ・タイがTPPに加入した場合の国内農業が受ける影響試算を早急にするべき。 (国民民主党・後藤祐一氏)
- ⇒(タイが)正式な(参加)表明を行っていない状況なので、そういった試算はない。 (農水省・野中厚政務官)

- 8日、衆議院においてTPP11関連法案の審議が開始された。衆院の各委員会等で出席議員より影響試算の在り方、国内対策等について意見が出された。(主なやりとりは別紙1の通り)
- 影響試算の在り方について、対策をとるから影響がないとの主張は到底理解されない等の質疑が相次いだ。政府側は対策なしの試算を行うことは現実には起こりうることは異なるので考えていない等の応答を示した。  
(影響試算については「農政をめぐる情勢」平成30年1月号を参照)
- また、国内対策について、「マルキン」はTPP11の発効を待たずすぐ施行するよう(畜産物の価格安定に関する法律における施行期日を)修正すべき

ではないか」との質疑に対し、茂木大臣より「個々の予算の確保、執行は各所管大臣において行われるが当然、必要な予算は確保されるべきだ」と応答があった。

- 18日、衆院本会議でTPP11承認案が与党などの賛成多数で可決された。
- なお、立憲民主、国民民主、共産、自由、社民の野党5党は、審議が尽くされていないことや、米国離脱前の条件を修正していないこと、農家の不安が払しょくされていないことなどを理由に反発した。
- TPP11承認案は憲法第61条の規定により参議院の議決に関わらず、30日後に自然承認となる。
- 一方で、日本の国内手続き完了には、TPP協定の国会承認に加えて、関連法案を衆議院・参議院両院で可決、成立させる必要があるが、野党が茂木担当相の不信任決議を提出し、衆議院での採決が見送られた。(18日時点)

**衆院本会議、各委員会等における主なやりとり（TPP・日米貿易交渉）****【4月17日衆院本会議】**

## ○TPP再交渉

- ・米国から再交渉の要望があってもTPPの再交渉はしないという姿勢を今も堅持しているか。（立憲・山川百合子氏）

⇒TPPは参加国の利害関係を綿密に調整して作り上げた協定であり、一部のみ取り出して再交渉することは極めて困難。（茂木担当相）

## ○TPPを超える市場開放

- ・農林水産品については、2016年2月署名のTPP協定の内容を超える対米譲歩は行わないか。（希望・稲富修二氏）

⇒いかなる国とも国益に反する合意を行うつもりはない。（茂木担当相）

**【5月8日衆院本会議】**

## ○日米の貿易新協議

- ・トランプ大統領の二国間交渉を重視する姿勢に迎合したもので、勝手な対日要求の受け皿とされるのではないか。（共産・笠井亮氏）

⇒米側は二国間ルールに関心を持っていると承知しているが、我が国としてはTPPが日米にとって最善と考えており、その立場を踏まえ、引き続き議論に臨んでいく。協議は日米FTA交渉と位置付けられるものではなく、その予備協議でもない。（安倍首相）

## ○TPPの影響試算

- ・価格や生産量、所得の減少がどれくらい見込まれるのか。その予測を明示し、必要な対策を講じるべき。対策をとるから影響ないと主張は到底理解されない。（立憲・神谷裕氏）

⇒影響試算は現実起こり得る影響を試算すべきもの。国内対策なしの試算を行うことは、現実に起こりうることは異なるので考えていない。（齋藤農相）

**【5月16日衆院外務、内閣、農水委員会】**

## ○日米貿易協議

- ・今後の日米協議では、TPP以上に日本国民の利益と経済主権に反する取り決めが話し合われるのではないか。（共産・穀田恵二氏）

⇒トランプ大統領はいろいろなことを言っているが、なかなかできない（二国間の）ものを一生懸命いうより、（TPP復帰のような）できることをやった方がメリットがあると、いつかの段階で気づいてくれると期待している。

（河野外相）

○国会決議との整合性

- ・ T P P 1 1 協定の合意内容は、農林水産物の重要品目について除外または再協議を求める衆参農林水産委員会の決議との整合性は取れているか。

(自民・西田昭二氏)

⇒国会決議を盾に各国と粘り強く交渉を行った結果、特に重要品目でさまざまな措置を獲得できた。決議を踏まえた交渉の結果、国益に資する結果となった。

(渋谷和久・T P P 等政府対策本部政策調整統括官)

○影響試算

- ・ (影響試算は) 政策大綱によって生産自体が減らずに持続することを前提にしている。そんな出し方あるのか。だから政策が小手先になる。農水省は試算や想定をやり直すべきだ。

(無所属・中川正春氏)

⇒影響試算は現実的に起こり得る影響を試算するもので、対策なしの試算はない。

(野中農水政務官)

**【5月18日衆院内閣・農林水産委員会連合審査会、内閣委員会】**

○影響試算

- ・ 農水省の試算ではT P P 1 1 による国内への影響は9 0 0 億～1 5 0 0 億円。しかしカナダ政府は対日輸出が1 4 4 9 億円増えると予想しており、カナダ一国で農水省の試算とほぼ同額に達する。

(共産・田村貴昭氏)

⇒カナダは、T P P から米国が抜けた分を取りに行くという試算をしている。日本の国内生産は体質強化策、経営安定策を講じることで維持されていく。

(天羽隆・農水省総括審議官)

○日米貿易協議

- ・ 総理が言ったような、農業分野に関して、T P P のラインより譲歩することはない、これは日米二国間の新貿易協議の中でもそうだと言い切ってもらえるか。

(無所属・大串博志氏)

⇒T P P で合意したラインが最大限 (の譲歩) である、こういう認識のもとであらゆる交渉に当たっていききたい。

(茂木担当相)

○T P P の意義

- ・ 貿易立国としてやっていかなければ、日本は立ち行かないというのは昔の話。国内をどうするかに重点を移すべきだ。そういった意味で、トランプ氏が唯一正しい選択をしたのがT P P 離脱だ。

(立憲・佐々木隆博氏)

⇒T P P といった経済連携の推進イコール外需依存とは考えない。国内の投資、生産、消費全体を押し上げる効果が見込まれ、内需主導の景気回復、国内経済の拡大につながる。

(茂木担当相)

- ・ 米国がT P P を離脱した。世界の貿易投資ルールを作ろうという政府のもくろみは、今のところ破綻している。

(立憲・篠原豪氏)

⇒そのような考えは持っていない。現段階でも中南米でいえばコロンビアも参加意向を持っている。アジアではタイも参加に強い関心を持っている。英国までもが高い関心を示す。T P Pの持つ意味は全体的な関心からみても高い。  
(茂木担当相)

○国内対策

・ T P P 1 1 が発効された場合、関税収入が 7 4 0 億円減少し、麦のマークアップ（輸入差益）は 2 2 7 億円減る。（これらを財源とする）経営安定対策を講じていくことは可能なのか。  
(自民・鈴木憲和氏)

⇒総合的な T P P 等関連政策大綱で、対策の財源は、政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保するとされている。十分な予算をしっかりと確保して取り組んでいきたい。  
(齋藤農相)

### Ⅲ 国会の動向

#### — 農業経営基盤強化促進法等改正法が成立 —

- 政府は今国会に農業関連で9法案を提出した。5月20日現在の審議状況は以下の通り。(主な法案の概要は「農政をめぐる情勢」前月号までを参照)

#### 【農水省関係の今国会提出法案と審議状況】(5月20日現在)

農業経営基盤強化促進法等改正法案	《5月11日成立》
農林年金廃止法改正法案	《5月18日成立》
卸売市場法及び食品流通構造改善促進法改正法案	《衆院審議中》
都市農地の貸借の円滑化に関する法案(新法)	《参院可決》※参院先議
土地改良法改正法案	《衆院可決》
農薬取締法改正法案	
森林経営管理法案(新法)	《衆院可決》
独立行政法人農林漁業信用基金法改正法案	《衆院可決》
水産加工業施設改良資金融通臨時措置法改正法案	《3月30日成立》

- 通常国会は、4月下旬から加計学園問題等を理由に野党が審議に応じていなかったが、与野党協議の結果、5月8日から野党が審議に復帰した。
- 5月11日、参院本会議で農業経営基盤強化促進法等改正法が与党等の賛成多数(国民民主・共産が反対)で可決、成立した。年内には施行されることとされている。

#### 【補足：農業経営基盤強化促進法等改正法】

相続未登記農地等の利用の促進および、農業用施設の内部を全面コンクリート張りとしても農地転用に該当しないものとする事等をポイントとして、今国会に法案提出されていた。(詳細な概要・懸念事項等は前月号を参照)
---

- 18日、参院本会議において、農林年金廃止法改正案が全会一致で可決、成立した。同法案の施行は、公布日から2年以内で今後決定される。同法案の成立により、農水省が今国会に提出した9本の法案のうち3本が成立した。

農政をめぐる情勢

平成30年5月28日

280部

編集・発行

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印刷 有限会社 トリム

電話 052 (505) 7422

〈ファクシミリ 052 (505) 7485〉